

# 凡 例

## 適用農薬一覧表

①→リンゴ(果樹類、落葉果樹の登録農薬も使用できる)

② 薬剤名	③ 作用機構分類コード	④ 人畜毒性	⑤ 使用回数		ケ	シ	モ	ナ	キン	ギン	ハ	シ	モ	ハ
			使用時期(日数)	回数	ム	ン	モ	シ	ン	ン	ン	マ	ヤ	モ
⑥→ エスマルクDF	11A		*c	-	◎						◎	◎		
サンクリスタル乳	-		*j	-										◎
スプレーオイル	UNM		*d	-										◎
スカウトFL	3A	劇		1	5	◎	○	○	◎	◎	◎			
アルバリン顆粒溶	4A			1	3	◎	○	○	◎	◎				
スタークル顆粒溶				1	2							ヨ		
ノーモルト乳	15			1	2	ヒ	◎	○	○	◎	◎			
マイトコーネFL	20D			1	1									な
トラサイドA乳	1B・1B		*a *h		3									⑦

### ① 作物名

作物の一般的な名称をゴシック体で示しました。なお、一部の作物については農薬取締法上の名称ではなく、一般に都内の農業者が用いている名称を使用しています(例：法律上の名称＝バレイショをジャガイモと表記)。作物名が「作物群」の場合には、その作物群に含まれる個々の作物名を脚注又は『農薬登録における適用作物名について』に示しています。

作物名の後の明朝体の表記は、「作物群登録」に関する情報です。その作物の項に掲載されていない病害虫や農薬でも、「作物群登録」がある場合があります。例示したリンゴに使用できる農薬を調べる場合は、「リンゴ」と同時に「果樹類(作物群登録)」及び「落葉果樹(作物群登録)(果樹類の登録農薬も使用可)」のページも参照してください。

なお、作物は東京都で栽培している主要な品目を掲載しました。

### ② 薬剤名

薬剤名は、代表的な商品名を掲げました。登録のあるすべての農薬を掲載しているわけではありません。また、本指針に掲載のない農薬であっても、適正な使用であれば問題はありません。薬剤名のうち剤型(剤の形状・物理性的特徴)を下の略称で示しました。剤型の特徴については『資料3 農薬の剤型と特徴』を参照。

粉	…	粉剤	粒	…	粒剤
水	…	水和剤	溶	…	水溶剤
乳	…	乳剤	液	…	液剤
塗	…	塗布剤	FL	…	フロアブル
顆水	…	顆粒水和剤	DF	…	ドライフロアブル
顆溶	…	顆粒水溶剤	MC	…	マイクロカプセル

### ③ 作用機構分類コード …『薬剤系統区分』参照

農薬の作用機構分類コードを記載しました。複数の分類コードを持つ農薬については、殺虫剤の表ではI R A Cコード、殺菌剤の表ではF R A Cコードのみを記載しました。

### ④ 人畜毒性 …『農薬の安全性確保について V 毒物、劇物の判定基準について』参照

劇 … 劇物に該当する農薬

※ 毒物に該当する農薬は、本指針には掲載していません。

### ⑤ 農薬の使用基準

特に注釈などない場合は、以下について記載しています。

使用時期：収穫前までに使用できる日数（「収穫の○日前まで使用可」の意）。

使用回数：その剤の、規定された使用時期や使用条件下で使用できる回数（農薬ラベル上の「本剤の使用回数」に当たる「△回まで使用可」の意）。

数字以外の記号が書かれている場合には、各表の末尾に脚注がありますので、必ず確認してください。

※ 「一」の記号のものについては使用時期、使用回数に制限がないことを示します。

※ **農薬には「本剤の使用回数」の制限のほか、「有効成分を含む農薬の総使用回数」の制限が設けられています。**異なる農薬でも、同じ有効成分を含んでいる場合には使用回数の制限があるので、必ずラベルで確認する等、注意してください。

⇒ 『農薬の安全適正使用 II-2. 農薬の使用回数の考え方』、『使用回数に注意を要する農薬一覧表』参照

### ⑥ 日本農林規格において、有機農産物に使用できる農薬をゴシック体で表記しました。詳細については、有機登録認定機関に確認してください。

※ 『資料1-IX 東京都エコ農産物認証制度で使用回数に加えない農薬一覧表』参照

### ⑦ 一覧表の記号は、それぞれ以下のとおりの意味です。

・◎は、その病害虫に登録がある農薬です。

・カタカナや漢字、その他の記号（前ページ例の「ヨ」・「ヒ」）は、使用方法や適用病害虫に特に注意が必要な場合です。記号の意味については、各表の末尾に脚注がございますので、必ずご確認ください。

・○は、その病害虫の上位の分類に対し登録がある農薬です。前ページの例では、「アルバリン顆溶スタークル顆溶」は、リンゴの「シンクイムシ類」に登録があるとともに、「シンクイムシ類」に含まれる「モモシンクイガ」「ナシヒメシンクイムシ」の防除にも使用できる、ということを表しています。

・カタカナや漢字、その他の記号に下線が付してある場合は、「○」と同じ意味です。

## 病害虫防除法 各論

ナス(野菜類の登録農薬も使用できる)

①

主要病害虫発消長	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
病害	露地←②											
うどんこ病												
虫害												
アブラムシ類												
チャノホコリダニ												
作型	—	栽培期				—	収穫期					
病害虫発消長	—	発生期				—	発生盛期					

病害虫名	防除時期	防除方法	参考事項
半身萎凋病	播種前	1. 床土消毒する(土壤消毒の項参照)。	病原菌は多犯性でイチゴ、ウド、オクラ、フキ、キク等を侵す。 トルバム・ビガーは低温期の生育が遅いので注意する。 接木栽培とマルチ畦内消毒を併用すると効果が高い。
	定植前	2. トルバム・ビガー、トレロなどの台木を用いて接木栽培を行う。 ・本畑は消毒を行う(土壤消毒の項参照)。	
	生育期	・次の薬剤を土壤灌注する。 ベンレート水和剤 500倍 200~300ml/株 1000倍 400~600ml/株	
			⑤

- ① 主な野菜については、主要病害虫発消長の表を掲載しました。都内の代表的作型と、それぞれの作型で特に問題となる病害虫の発生時期について示しました。
- ② 都内の主要な作型、栽培方法の例です。
- ③ 特に問題となる病害虫です。病害は作型ごと、虫害は作物ごとに書いてあります。
- ④ 農薬を使用しない病害虫防除技術について、ゴシック体で表記しました。
- ⑤ 参考事項には、病害虫の特徴や、防除を行う上での注意事項が書いてあります。